時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ぜず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

警察法

今度警視總監の更替に付ては警察の事務に多少の改革ある可きは自然の勢にして我輩に於ても亦多少の所望なきを得ず蓋し我輩は從前の警察法を非難する者に非ず其局部に就て視れば美なるもの少なからずと雖も元來我警察法は今を去ること殆んど二十年前に起源して其組織も亦その時代の要用に應ずるを主としたるは勿論、爾來幾星霜の間に幾多の改良を加へたるに相違なしと雖も我日本社會の進歩は非常なる速力にして隨て國の法律諸規則條例等も常に同樣の速力を以て併進せざるを得ず誠に忙しき次第にして彼の警察法の如きも即ち其一部分なれば時勢の文不文に從て自から緩急ある可き筈なれども成法規律の容易に變更す可らざるは其性質に於て然るのみならず自から實施の慣行もあることなれば知らず識らず舊慣に從て時に或は時勢に齟齬するの憾なきを得ず故に長官の更替などは至極の好機會にして此機に乘じ警察法に多少の改正を施して之を一新するか假令へ或は一時に成規を變換せざるも其精神を次第に文明の高尚に進めて事務の實施上に面目を改めんこと冀望に堪へず茲に英國の警察法を案ずるに中央政府に内務と地方事務との二省ありて首府倫敦には我警視總監の如き者ありて内務省の直轄に屬し府内の治安維持を以て本務と爲し探偵逮捕等の事都て總監の知る所にして其關係甚だ廣く例へば衛生局土木局公園墓地等おの〱其規則を實施して府民に之を守らしめんとするには孰れも警吏の監視を要することにして警察の事務は恰も數樣の管理に屬する姿なれども之に對して警吏配用の圓滑なる唯妙なりと云ふの外なし蓋し積年の改良を以て自然に習慣を成したるものならんのみ又博奕賣婬等都て風俗に關する事柄は其既に犯して俗に云ふ目に餘るものを制し懲らすの趣意にして竊に隱微を探ることは稀なりと雖も扱これを處分するに至りては所謂大圓流を以てして多少の不齊醜行を見るも大害あらざる限りは大目に看過し果して止むを得ざる者を罰するのみ故に巡査が犯則人を捕へ來るも其族籍履歴住處姓名等を嚴しく尋問することなく唯その犯則の事實有無を調べて其時限りに處分するのみ或る時巡査が賣婬婦の犯則者を拘引し來りしに警察官は一通り事實を吟味し終り扨云ふやう其方は外國の婦人にて我英國の法を知らざる者ならん其方の所業を英國の法に照せば罪人なれども新來の外國人にして未だ英法を心得ざりしとあれば此度は特別に之を宥す、以後は屹度心得られよとて之を放免したりと云ふ即ち八百屋お七が放火罪の吟味に時の法官が其方は十五ならで十四歳ならんと云ひし故事と符節を合するが如し又英國各地方の警察組織は倫敦と趣を異にし全く中央政府に離れて市郡の自治團體に屬し内務大臣又は警視總監に關係する所なし故に市郡の警吏は其自治團體に雇はれたる者にして取りも直さず市郡民の雇人番人と云ふも可なり但し中央政府にては各地の自治體に於て警察を誤用し又は費用を愛んで不十分なることもあらんかと其邊の豫防の爲め警察費の半額をば國庫より支給することゝ定め各地に命じて事務の報告を地方事務省に具申せしめ毎年末同省より視察官を派出して一切の狀況を調査せしむるを常とす是れとても政府の特權を以て干渉を逞ふするに非ず萬一その事務に不都合の甚だしきものあれば唯國庫の支給を停止して該市郡民に全費額を負擔せしむるの罰あるのみ又英國の警察は政黨外に獨立して偏する所なく倫敦警察の如きは現在の政黨政府に屬して内務省の直轄にてありながら曾て怨府たるの跡なく人民の心に之を治安保護の機關として疑ふ所なきは多年の習慣とは云へ警吏の注意も亦周密にして常に些末の事を等閑に附せず人情を先にして理窟を後にし官尊民卑など夢にも思はざる程の公平心を以て此美風を致したることならんのみ

右は久しく英國に在留して殊に其治風を視たる一友人の直話にして我輩の欽羨して措く能はざる所のものなり固より日本と英國と其民狀風俗一樣ならず英法を取て直に之を日本に施さんなど敢て言ふ可きに非ず我輩亦決して之を言はずと雖も事の大體上に於て繁を去り簡に就き内實に周密にして公けに寛大を主とし人事繁多にして善惡美醜錯雜する其社會の全面を見渡し實際の害惡を懲らし又豫防するのみにして大概は大目に見るの筆法に從ひ以て人間の美を成し又次第に之を養ふは即ち警察の法をして社會文明の進歩に併行せしむる法にして我輩の切に冀望する所あり就ては彼の賣婬博奕客引無藝等の取締より角力芝居寄席茶屋遊船又は道路車馬家屋下水不淨物等に至るまで幾十百の取締法も固より其要用ありと雖も風俗に衛生に實際の大害惡を見ざる限りは大法をば存しながらも其細を疎にして無害の漏らす可きものを漏らすは却て今日の得策なる可し又國事犯に關する者の如きは最も捨置き難き所なれば飽くまでも其探偵を嚴密にす可しと雖も之を嚴密にすると同時に謹愼を加へざる可らず此種の犯罪人は大抵皆多少の知識名望もありて博徒竊盜の類にあらざれば容易に捕へ容易に召喚し容易に家屋を搜索するが如きありて其名譽を犯すが爲めに本人の不幸のみならず恰も社會の失體たる可きが故に治安維持の眼より見ても大なる不利と云ふ可し然かのみならず探偵の密にして廣きは自然に嫌疑者の數も增す可き道理なれば人々無益の事に不安の念を生じて甚だしきは人々私の交際上にも影響することなきにあらず甚だ面白からぬ次第なり故に我輩の所望は固より國事犯の探偵を寛ふせよと云ふに非ず其嚴密こそ斷る所なれども之を嚴にすると共に謹愼を加へ人の私行内行より其私交の樣子など國事に緣もなきことをまで探りて竊に之を見るが如きは甚だ取らざる所あり今回我警察官の更替に付き此機會を以て多少事務の改進もある可し從前諸省諸局に於て長官の更替に當りて每に見る所なれば聊か鄙言を記して改進の料に呈するものなり

官部

○大藏省令第十九號

地租條例施行細則左ノ通定ム

明治二十二年十二月廿九日　大藏大臣伯爵松方正義

地租條例施行細則

第一條　條例第三條中第二類牧塲ハ牧畜用ノ土地ニシテ一區域ヲ爲ス土地トス○第二條　條例第四條中免租ノ制限左ノ如シ「公立學校地ハ校舍建設アル一構內ノ土地及授業上ニ必要ナル生地又ハ公立農學校ニ於テ實驗用ニ供スル五町歩以內ノ土地ニシテ借地ニ非サルモノニ限ル」「郷村社地ハ郷社村社ノ現境內ニシテ該社有ノモノニ限ル」「禁伐林ハ明治十七年太政官布達第三號ニ據リ樹木所伐停止ノ土地」「鐵道用地ハ明治二十年勅令第十二號私設鐵道條例第八條ノ土地○第三條　條例第五條ノ丈量ヲ爲スニ方リ尺度ノ用法ハ左ノ如シ」一間未滿ノ尺度ハ六尺ノ十分一ヲ分ト爲シ分ノ十分一ヲ厘ト爲シ丈量ノ際端尺三寸ヨリ五尺七寸マテ三寸ヲ增ス毎ニ六除ノ數ニ適セサルモノハ之ヲ切捨テ五厘ニ止メ其積算上ニ於テ一歩未滿ハ切捨ツ可シ但一筆ノ土地ニシテ一歩未滿ナルモノハ勺位迄ヲ用ユ」市街宅地ノ丈量ハ厘未滿ヲ切捨テ厘位ニ止メ其積算上ニ於テ一勺未滿ヲ切捨テ勺位ニ止ム○第四條　條例第六條ノ丈量ハ所有主之ヲ爲シ地方廳其當否ヲ檢査ス但本條ノ塲合ニ於テ一筆ノ土地ヲ分裂シ又ハ二筆以上ノ土地ヲ合併スルトキハ其境界若クハ全部ヲ丈量シ其二類地ニ係ルモノハ適宜之ヲ省略スルコトヲ得○第五條　地盤ヲ丈量スルニハ三斜法ヲ用ユ但山林原野等ハ其地形ニ因リ適宜ノ方法ヲ以テ丈量スルコトヲ得○第六條　田畑ハ畦畔際ヨリ宅地ハ境界線ヨリ丈量ス○第七條　田畑ノ畦畔ニシテ其所有主自由ニ變更ス可キモノハ之ヲ本地ニ量入シ其常ニ變更セサルモノハ之ヲ除却シ其步數ヲ外書トス」畑宅地ノ一筆地ノミニ通スル道路及一筆內ニシテ其所有主便宜ニ設クル小逕ノ類ハ總テ本地ニ量入ス」崖高ノ地其崖脚中ノ鍬入ニ必要ナル土地ハ之ヲ本地ニ量入シ其崖脚ニシテ相當ノ收利アルモノハ之ヲ本地ニ量入シ若クハ別ニ一筆地トス」田畑宅地內ニ別地目ノ環少ナルモノ孕在スルトキハ之ヲ本地ニ量入シ內書トス○第八條　地價ヲ定メ又ハ修正ス可キ土地ハ所有主ニ於テ近傍類地ト其地力ヲ比較シ又賃地ノ情況ニ依リ相當ノ地位等級ヲ調ヘ其願書屆書ニ記入スルモノトス」前項ノ場合ニ在テ所有主多數ナルトキハ其所有主中ヨリ二名以上ノ總代人ヲ撰ミ調理セシムルコトヲ得」前項ノ地價ハ地方廳ニ於テ檢査ノ上之ヲ定ム○第九條　條例第十條第二項ノ土地ハ府縣知事ニ於テ豫メ管內ヲ五區域ト爲シ每年其一區域ヲ檢査シ五箇年ヲ以テ全管ヲ檢了ス可シ但地價ハ檢査ノ當年ニ於テ修正ス○第十條　條例第十三條第一項末段ノ土地ハ工事ニ着手セシ一筆地限リ其月ヨリ免租ス○第十一條　條例第十六條第二項ノ土地ハ同條第一項屆書ニ開墾着手ノ年月ヲ記載ス可シ○第十二條　條例第十六條第三項第四項第五項第六項及第二十條年期ノ長短ハ其事業ノ難易被害ノ深淺ニ因リ府縣知事之ヲ定ム○第十三條　條例第十八條第二十一條第二十三條第二十四條年期ノ長短ハ實地ノ狀況ニ因リ府縣知事之ヲ定ム○第十四條　條例第二十六條第二十七條ノ追徵租額ハ犯罪發覺ノ日即チ其月分ヨリ計算ス○第十五條　條例中地方廳ヘ差出ス可キ願屆書式ハ府縣知事之ヲ定ム

○大藏省訓令第七十六號　府縣　沖繩縣ヲ除ク

地租條例及地租條例施行細則取扱方左ノ通心得可シ

明治二十二年十二月廿九日　大藏大臣伯爵松方正義

第一條　條例第三條ノ牧塲ニシテ從來數地目ニ分割取調ヘタルモノハ訂正ノ手續ヲ爲サシム可シ但搾乳營業ノ爲メ獸類ヲ繋養スル場所ハ此限ニ在ラズ○第二條　條例第十三條ノ禁伐林ニシテ既ニ其命令アルモノハ條例施行ノ月ヨリ其地租ヲ免除ス可シ○第三條　施行細則第四條ノ檢査ヲ爲スニ方リ官ノ地圖ト實地トヲ照査シ其組齬ナキヲ視認メタル上着手ス可シ但丈量檢査ニ要スル器械ハ收稅官吏携帶ス可シ○第四條　條例第十條第二項ノ土地ハ其屆書ヲ檢査區域每ニ編綴シ置キ其地價修正シタルト……年目ヨリ遞次賦租……可シ○第五條　條……條第二項ノ開墾屆……製シ地價修正ノ年……第十六條第三項十……二十條第二項ノ十……認ムルトキハ其狀……地盤ヲ丈量シタ……附セシム可シ○第……川海湖ニ歸シタル……ス可シ○第九條……臺帳地目欄內本地……

○敍任及辭令

明治二十二年十二……

任外務次官　公……

敍勅任官二等賜下……

元……

任元老院副議長

元老……

敍勅任官一等（以……

敍勳五等賜瑞寶章……

書記局長兼務ヲ免……

書記局長ヲ命ス

統計主任ヲ免ス

統計主任ヲ命ス（……

雜報

○歐洲通信　久……

佛國大博覽會

大博覽會も今や……ぬ世界各國の人種……か殆んど人を以て……の原野とならんと……如花滿春殿只今雖……設き此博覽會の爲……るべし一日の入場……總日數を合計すれ……覽人の內幾分は外……が此等は佛國へ向……金持ち連中には相……關西は幸の國なる……して來りて其懷……なり即ち夫丈け多……みが殖へたる譯に……べき程の勢ひなり……予は白耳義より移……覽會に遊ぶこと殆……く飽き足らず見……列の廣き實に言語……が二十七八里に近……先づ足の向ふ所は……卒好評を得よかし……民の情として當然……を開く時は喜びに……れぬ東洋の產物な……て行通ふ人の噂す……云ふもの多く一す……ら考ふるに此奇麗……設する評判にして……あらざるを如何せ……縱覽したる佛國內